

## 平成29年度第1回

### 野田市情報公開・個人情報保護審査会会議次第

日時 平成29年4月26日(水)

午前9時から

場所 市役所低層棟4階 職員控室

1 会長の選任について(公開)

2 会長職務代理者の指名について(公開)

3 個人情報取扱事務について(公開)

審議依頼事項

- ・ドライブレコーダーシステムに関する事務の事務開始届(管財課)

報告事項

- ・「野田市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」の事業周知のための案内の送付に係る個人情報目的外利用報告(児童家庭課)
- ・ドライブレコーダーシステムに関する事務の事務開始届(警防課)

4 諮問事項 個人情報保護制度の運用の見直しについて(公開)

- ・個人情報保護制度の運用の見直しスケジュールについて

5 諮問事項 野田市ホームページへの公示文書の掲載について(公開)

6 諮問事項 行政文書部分開示決定に対する審査請求について(7件)(非公開)

# 個人情報保護審議依頼書

野 総 管 第 1 5 号  
平成 2 9 年 4 月 1 9 日

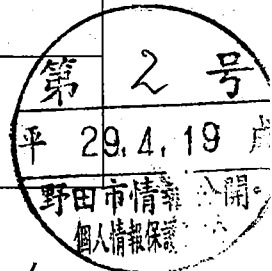
野田市情報公開・個人情報保護審査会 様

野田市長 鈴木 有



野田市個人情報保護条例第7条第4項及び第11条第3項の規定により、あらかじめ、審査会の意見を聴きたく、審議を依頼します。

事務の名称	ドライブレコーダーシステムに関する事務
担当課等の名称	総務部管財課
開始・変更年月日	平成29年6月1日
審議依頼事項	<p>条例第7条第4項関係 公益上特に必要があると認め、個人情報を本人以外の者から収集すること</p> <p>条例第11条第1項関係 個人情報を取り扱う事務について、新たに電子計算機による処理（以下「電子計算機処理」という。）を行うこと。</p> <p>概要及び個人情報保護に関する状況は、別紙のとおりです。</p>
備考	



平成 2 9 年 度 第 / 号

個人情報を取り扱う事務開始届出書

平成29年4月19日

(届出先)  
野田市長

届出者 野田市長

野田市個人情報保護条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	ドライブレコーダーシステムに関する事務		
届出担当課等の名称	総務部管財課		
事務の目的	公用車を運転する職員の安全運転に対する意識の向上を図ること及び事故発生時や市民等からの職員による危険運転等の情報があった場合の事実確認、原因究明に活用することを目的に画像及び運転の状況に関するデータを記録するもの。		
対象者の範囲	ドライブレコーダーシステムに記録される者		
個人情報 の 記 録 項 目	①基本的事項	<input type="checkbox"/> 識別番号等 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 年齢 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> その他	
	②家庭生活	<input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> その他	
	③思想・信条・宗教等	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となるおそれのある情報 <input type="checkbox"/> その他	
	思想・信条・宗教等に関する個人情報を収集している理由 (第7条第3項)		
	<input type="checkbox"/> 1号 (根拠法令 ) <input type="checkbox"/> その他		
	④心身の状況	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 身体的な特性・能力 <input type="checkbox"/> 性質・性格 <input type="checkbox"/> その他	
	⑤社会生活	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 趣味・し好 <input type="checkbox"/> 評価・判定 <input type="checkbox"/> 団体活動歴 <input type="checkbox"/> 意見・要望等 <input type="checkbox"/> その他	
⑥経済状況	<input type="checkbox"/> 財産・収入・支出 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> その他		
⑦その他	人物の肖像、音声、車種・車両番号その他のドライブレコーダーシステムに記録されるもの		
事務開始年月日	平成29年6月1日		
個人情報の 収集先	<input type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 ( <input type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ) 本人以外から収集している理由 (第7条第2項) <input type="checkbox"/> 1号 (根拠法令 ) <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号 <input type="checkbox"/> 5号 <input type="checkbox"/> 6号 <input type="checkbox"/> 7号 <input checked="" type="checkbox"/> その他		
個人情報の 目的外利用・ 提供先	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 ( <input type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input checked="" type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> その他 ) 目的外利用・提供をしている理由 (第9条第1項) <input checked="" type="checkbox"/> 1号 (根拠法令 刑事訴訟法第197条第2項 ) <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号 <input type="checkbox"/> その他		
電子計算機処理の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	電子計算機結合の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
		外部委託の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
備 考	個人情報の保存期間   1・3・5・10年 永年・常用 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">その他 (事故発生時等のものにあつては5年、それ以外のものにあつては常用)</span>		

## ドライブレコーダーシステムに関する事務の内容

公用車を運転する職員の安全運転に対する意識の向上を図ること及び事故発生時や市民等からの職員による危険運転等の情報があった場合の事実確認、原因究明に活用することを目的に画像及び運転の状況に関するデータを記録するもの。

また、刑事訴訟法に基づく捜査機関からの照会については、公文書により照会がある場合に情報提供を行う。

**【本人以外から個人情報収集することについて、公益上特に必要があると認める理由】**

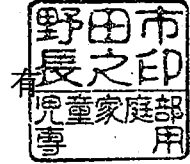
職員の安全運転に対する意識向上を図ること及び事故発生の際の事実確認、原因究明に活用することが交通事故の減少及び事故発生時の賠償金等の公正な支出に資するため。

# 個人情報目的外利用・提供報告書

野 児 児 第 1 4 号  
平成 2 9 年 4 月 1 4 日

野田市情報公開・個人情報保護審査会 様

野田市長 鈴木



野田市個人情報保護条例第9条第4項の規定により、次のとおり報告します。

事務の名称	「野田市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」の事業周知のための案内の送付
担当課等の名称	児童家庭部 児童家庭課
目的外利用・提供年月日	平成 2 9 年 4 月 1 4 日
報告事項	条例第9条第4項関係 実施機関が公益上特に必要があると認め、個人情報を目的外に利用すること。  概要及び個人情報保護に関する状況は、別紙のとおりです。
備考	児童扶養手当事務の受給者情報を利用して送付した もの。



「野田市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」  
の事業周知のための案内の送付について

1 目的外利用の概要

平成29年4月1日から実施している「野田市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」の事業内容を周知するもの。

2 目的外利用をした個人情報

「ひとり親児童扶養手当事務」の受給者情報

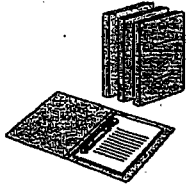
3 目的外利用の内容

「野田市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」の対象者がひとり親家庭の児童扶養手当受給者であることから、児童扶養手当法の改正に伴う手当額の改定に係る通知に同封して発送した。

4 目的外利用をすることについて公益上特に必要があると認める理由

市報の広報手段に加え、事業の対象者に直接周知することで、適切なひとり親家庭への支援を行うことができるため。

・児童扶養手当事務で収集した個人情報を利用した件数 1, 177件



# 野田市ひとり親家庭 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業



## 平成29年度新規事業

～ひとり親家庭のお母さん・お父さんの学び直しとお子さんの進学支援～

### 【事業内容】

高等学校を卒業していない（中退を含む）ひとり親家庭の親及びその親に扶養されているお子さんが、より良い条件での就業や転職へつなげるために、高等学校卒業程度認定試験（以下高卒認定試験とします）の合格を目指す場合に、給付金を支給するものです。

※ また、予備校や通信教育などに係る支給額を超える費用についての貸付金や、学習時間を確保するための生活支援も含めた認定試験合格のためのバックアップの相談の実施、さらには認定試験合格後も資格や技能の習得に対する支援、お子さんの進学や就職などに関する公共の相談窓口への案内等、継続したフォローを行います。

### 【支給の対象となる方】

次の要件を全て満たすひとり親家庭の親及びお子さん（20歳未満）

- (1) 市内に住所を有していること。
- (2) 20歳未満のお子さんを養育していること。
- (3) 児童扶養手当の支給を受けている方。（または同等の所得水準の方）
- (4) 講座を受けようとする方の就学経験、就業経験、技能、資格の取得状況等によって、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要と認められること。
- (5) 過去にこの給付金を受けていないこと。

### 【対象講座】

高卒認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む）で、市長が適当と認めたもの。

※ ただし、高卒認定試験の試験科目の免除を受けるため、高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となるときは、この給付金の対象にはなりません。

### 【支給金額】

給付金は2種類あり、それぞれの段階に応じて支給します。

①	<b>受講修了時給付金</b> (講座修了後)	受講料の20%相当額(上限10万円)
②	<b>合格時給付金</b> (高卒認定試験の全科目に合格時) (受講修了後2年以内)	受講料の40%相当額 (受講修了時給付金と合わせて、上限15万円)

## 【申請の流れ】

### ステップ① 事前相談

講座受講開始前に児童家庭課の母子・父子自立支援員にご相談ください。

### ステップ② 講座指定の申請手続き

講座の受講開始前に、児童家庭課にて申請してください。

#### ●必要なもの

○印鑑

○受講講座のパンフレット（以下の3点が確認できるもの。）

・受講施設の名称

・受講料

・受講する科目

○単位修得証明書（免除できる科目がある方のみ。）

※免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目のことです。

後日「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定通知書」を送付します。

### ステップ③ 「受講修了時給付金」支給申請手続き

講座を修了したら、修了日から30日以内に児童家庭課にて申請してください。

#### ●必要なもの

○印鑑

○受講修了の証明書

○受講料の領収書

○給付金の振込先となる口座の通帳

（本人名義のもの。お子さんが講座を受講した場合は親名義のもの。）

### ステップ④ 「合格時給付金」支給申請手続き

講座受講修了後から2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合、合格証書の発行日から40日以内に児童家庭課にて申請してください。

#### ●必要なもの

○印鑑

○文部科学省発行の合格証書（原本）

○給付金の振込先となる口座の通帳

（ステップ③と同様）

お子さんが受講する場合は  
ステップ①又は②に、  
必ずお子さんも来庁してください

**次の場合は、給付金が支給されません**

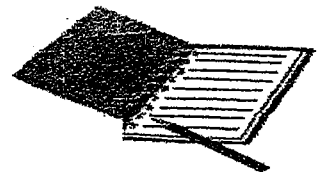
※ ステップ②③④の申請時や講座受講中に  
ひとり親ではなくなったとき

ご不明な点は、お問い合わせください。

〈申請・問い合わせ先〉

野田市 児童家庭課 児童給付係

TEL04-7125-1111（内線2135）





個人情報を取り扱う事務開始届出書

平成29年4月19日

(届出先)  
野田市長

届出者 消防長

野田市個人情報保護条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	ドライブレコーダーシステムに関する事務		
届出担当課等の名称	消防本部 警防課		
事務の目的	緊急車両等の公用車を運転する職員の安全運転に対する意識の向上を図ること及び事故発生時や市民等からの職員による危険運転等の情報があつた場合の事実確認、原因究明に活用することを目的に画像及び運転の状況に関するデータを記録するもの。		
対象者の範囲	ドライブレコーダーシステムに記録される者		
個人情報 の 記 録 項 目	①基本的事項	<input type="checkbox"/> 識別番号等 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 年齢 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> その他	
	②家庭生活	<input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> その他	
	③思想・信条・宗教等	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となるおそれのある情報 <input type="checkbox"/> その他	
	思想・信条・宗教等に関する個人情報を収集している理由 (第7条第3項)	<input type="checkbox"/> 1号 (根拠法令 ) <input type="checkbox"/> その他	
	④心身の状況	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 身体的な特性・能力 <input type="checkbox"/> 性質・性格 <input type="checkbox"/> その他	
	⑤社会生活	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 趣味・し好 <input type="checkbox"/> 評価・判定 <input type="checkbox"/> 団体活動歴 <input type="checkbox"/> 意見・要望等 <input type="checkbox"/> その他	
	⑥経済状況	<input type="checkbox"/> 財産・収入・支出 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> その他	
⑦その他	人物の肖像、音声、車種・車両番号その他のドライブレコーダーシステムに記録されるもの		
事務開始年月日	平成22年7月1日		
個人情報の 収集先	<input type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 ( <input type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ) 本人以外から収集している理由 (第7条第2項) <input type="checkbox"/> 1号 (根拠法令 ) <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号 <input type="checkbox"/> 5号 <input type="checkbox"/> 6号 <input type="checkbox"/> 7号 <input checked="" type="checkbox"/> その他		
個人情報の 目的外利用・ 提供先	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 ( <input type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input checked="" type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> その他 ) 目的外利用・提供をしている理由 (第9条第1項) <input checked="" type="checkbox"/> 1号 (根拠法令 刑事訴訟法第197条第2項 ) <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号 <input type="checkbox"/> その他		
電子計算機処理の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	電子計算機結合の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
		外部委託の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
備考	個人情報の保存期間    1・3・5・10年 永年・常用 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">その他 (事故発生時等のものにあつては5年、それ以外のものにあつては常用)</span>		

ドライブレコーダーシステムに関する事務の内容

緊急車両等の公用車を運転する職員の安全運転に対する意識の向上を図ること及び事故発生時や市民等からの職員による危険運転等の情報があった場合の事実確認、原因究明に活用することを目的に画像及び運転の状況に関するデータを記録するもの。

また、刑事訴訟法に基づく捜査機関からの照会については、公文書により照会がある場合に情報提供を行う。

【本人以外から個人情報収集することについて、公益上特に必要があると認める理由】

職員の安全運転に対する意識向上を図ること及び事故発生の際の事実確認、原因究明に活用することが交通事故の減少及び事故発生時の賠償金等の公正な支出に資するため。

《個人情報保護制度の運用の見直しスケジュール》

6月下旬	<p>審査会</p> <p>1 届出書の様式の見直し案及び職員向けの届出書記載マニュアル案を示して審議</p> <p>2 個人情報保護法等の改正に伴う市の対応についての案を示して審議</p> <p>3 条例改正の必要性の検討について案を示して審議（法改正に伴う改正以外）</p>
7月下旬	<p>審査会</p> <p>4 野田市個人情報保護条例の解釈及び運用の手引の改正案を示して審議①</p>
8月下旬	<p>審査会</p> <p>5 野田市個人情報保護条例の解釈及び運用の手引の改正案を示して審議②</p>
9月下旬	<p>審査会</p> <p>6 パブリック・コメント手続のため、見直しの諮問に対する答申素案の決定</p>
10月下旬～ 11月下旬	<p>○ パブリック・コメント手続（条例の改正案+手引の改正案）</p>
12月下旬	<p>審査会</p> <p>7 パブリック・コメント手続により頂いた御意見に対する市の考え方を示して審議</p>
1月下旬	<p>審査会</p> <p>8 答申案の決定</p>
3月議会	<p>○ 条例改正案を上程</p>
4月	<p>新制度による運用を開始予定</p>

(案)

平成29年度答申第1号

平成29年4月26日

野田市長 鈴木 有 様

野田市情報公開・個人情報保護審査会

会 長

野田市ホームページへの公示文書の掲載について (答申)

平成29年3月30日付け野総総第121号『諮問書』による野田市ホームページへの公示文書の掲載についての諮問について、次のとおり答申します。

答 申

公示送達に関する公示文書に記載された個人情報については、保護すべき個人情報から除かれたものであると考えられる。しかしながら、情報の発信という野田市ホームページへの公示文書の掲載の目的に照らして考えれば、特定の者に対する送達の効力を発生させるための公示送達に関するものをその対象から除くことは、妥当である。